

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
その翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更(二件)

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医療機関の指定

保険薬局の指定の辞退

保険医等の登録

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示

土地改良区の設立認可申請の適否の決定

土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可申請の適否の決定(四件)

土地改良法による換地処分

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

◇ 教委告示

教育委員会の招集

◇ 公安規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第二項の規定に基づく型式の指定に関する規則の一部を改正する規則

◇ 公 告

蚕業改良指導員資格試験の実施
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十九年十二月一日現在の地番による。)

大字智頭字中繩
手東

大字智頭字中繩手東のうち一五〇二の二、一五〇二の一八、
一五〇二の一九から一五〇二の二一まで、一五〇三の四、
一五〇三の五の一部、一五〇三の六、一五〇三の七の一部、
一五〇三の一一の一部、一五〇三の一二の一部、一五〇三

の一三以外の区域

大字智頭字本折

大字智頭字本折の全域
大字智頭字中繩手東一五〇二の二、一五〇二の一八、一五〇二の一九から一五〇二の二一まで、一五〇三の四、一五〇三の五の一部、一五〇三の六、一五〇三の七の一部、一五〇三の一一の一部、一五〇三の一二の一部、一五〇三の一三

鳥取県告示第四百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下見地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十九年二月六日現在の地番による。）

大字三本杉字滝ノ上

大字三本杉字滝ノ上の全域
大字三本杉字下新田五一八から五二〇までの一部、五二一、五二二の一部、五二三の二の一部、五二三の二の一部、五

三〇の三及びこれらと一体をなす国有地

大字三本杉字下新田

大字三本杉字下新田のうち五一八から五二〇までの一部、五二一、五二二の一部、五二三の二の一部、五二三の二の一部、五三〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三本杉字堂ノ本四八〇の二、四八二の三

大字三本杉字堂ノ本

大字三本杉字堂ノ本のうち四八〇の二、四八二の三以外の区域

大字三本杉字山カゲ

大字三本杉字山カゲのうち五七〇の二の一部、五七一の二の一部、五七八の二の一部、五七九の一部、五八〇の一部、五八二の一部、五八九の二、五九〇の二、五九一から五九六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三本杉字下見屋敷六〇一から六〇三までの一部、六〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字三本杉字下見屋敷

大字三本杉字下見屋敷のうち五九九の二の一部、五九九の二の一部、六〇一から六〇三までの一部、六〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三本杉字山カゲ五七〇の二の一部、五七一の二の一部、五七八の二の一部、五七九の一部、五八〇の一部、五八二の一部、五九〇の二の一部、五九一の一部、五九二から五九四まで、五九五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字三本杉字菑田六四五から六四七までの一部

大字三本杉字菑田

大字三本杉字菑田のうち六四五から六四七までの一部、六五二の二の一部、六五三の一部、六五四から六五七まで、六五八の一部、六五九の一部、六六〇から六六二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三本杉字山カゲ五八九の二、五九〇の二の一部、五九一の一部、五九五の一部、五九六及びこれらと一体をなす

鳥取県告示第四百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字三本杉字洞々ノ上

国土地
 大字三本杉字下見屋敷五九九の二の一部、五九九の二の一部及びこれらと一体をなす国土地
 大字三本杉字洞々ノ上六六九の一部、六七〇、六七一の一部、六七二の一部、六七三から六七八まで及びこれらと一体をなす国土地

大字三本杉字洞々ノ上のうち六六九の一部、六七〇、六七一の一部、六七二の一部、六七三から六七八まで及びこれらと一体をなす国土地以外の区域
 大字三本杉字菟田六五二の二の一部、六五三の一部、六五四から六五七まで、六五八の一部、六五九の一部、六六〇から六六二まで及びこれらと一体をなす国土地

音田歯科医院	東伯郡東郷町大字旭七七―二	昭和六十年一月十四日
名称	所在地	指定年月日

鳥取県告示第四百二十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

音田歯科医院	東伯郡東郷町大字松崎四一〇	昭和五十八年十一月三十日
名称	所在地	廃止年月日

鳥取県告示第四百十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	野嶋整形外科外科医院	所 在 地	米子市二本木四九二―三	指 定 年 月 日	昭和六十年一月十六日
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町四四	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第四百四十四号

次のとおり保険薬局の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	サクラ薬局	所 在 地	米子市末広町二〇五	辞退の効力発生年月日	昭和六十年二月十二日
-----	-------	-------	-----------	------------	------------

鳥取県告示第四百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	野田裕之	登録の記号及び番号	鳥医第三、一七五号	登録の年月日	昭和六十年一月八日
	平尾敦子		鳥薬第五六〇号		昭和六十年一月十四日
	米山美枝子		鳥薬第五六一号		昭和六十年一月十七日

鳥取県告示第四百四十六号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	名島石油株式会社	建物の名称	名島ビル	建物の所在地	米子市東倉吉町八五―一
--------	----------	-------	------	--------	-------------

鳥取県告示第四百七十七号

東伯郡東郷町大字川上八四四―二藤井嘉文ほか十五人の者からの仙津土地改良区の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地開発事業山田谷地区農用地造成）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、

次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百四十九号

西伯郡岸本町清原三四手嶋勇ほか十人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業林ヶ原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五條第三項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十号

若桜町が行う土地改良事業（山村林業構造改善事業屋堂羅地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十一号

三朝町が行う土地改良事業（集落農業構造改善事業田代地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十二号

岸本町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業岸本（遠藤）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る下見地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和六十年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一日時 昭和六十年二月二十一日（木）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 選挙啓発市町村ブロック研修会について

定により告示する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
政治結社東亜塾	大嶋 幸晴	中井 誠一	倉吉市福庭七五四	昭和六十一年一月二十三日	その他政治団体

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年二月十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十年二月十八日(月)午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 昭和六十年度教育行政施策について
 - 2 その他

公安委員会規則

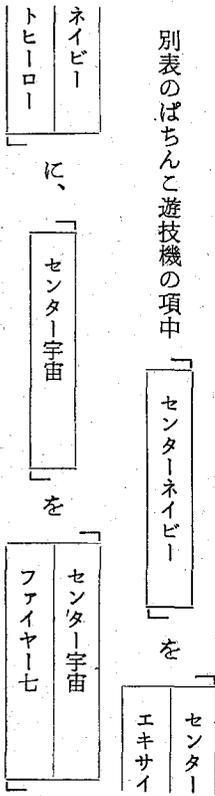
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第二項の規定に基づく型式の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年二月十五日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会規則第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第二項の規定に基づく型式の指定に関する規則の一部を改正する規則
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第二項の規定に基づく型式の指定に関する規則(昭和六十年二月鳥取県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。



「D五-1」	株式会社西陣	を	「D五-1」
			ルーキー
			ビッケマン
株式会社西陣		に改める。	
豊丸産業株式会社			

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公 告

蚕業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和60年2月15日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- 1 試験日時
昭和60年3月27日(水) 午前10時から午後5時まで
- 2 試験場所
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁第16会議室(議会棟3階)

- 3 受験申込期間
昭和60年3月1日(金)から同月15日(金)まで、(郵送による場合は、昭和60年3月15日(金)までの消印のあるものは、有効とする。)
- 4 受験申込先
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林水産部農蚕園芸課
- 5 その他
試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農蚕園芸課(電話0857-26-7294)に照会すること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和60年2月15日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

- 1 講習の種類別
 - (1) 初心者講習
法第4条第1項第1号の規定により、猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。
 - (2) 経験者講習
現に法第4条第1項第1号の規定により、許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和60年3月26日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市鞆町1丁目 151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂 及び八橋の各警察署の管 内に居住する者
経 験 者	昭和60年3月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市鞆町1丁目 151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管内に居 住する者
	昭和60年3月14日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町1丁目 鳥取県庁第二庁舎 5階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭 及び浜村の各警察署の管 内に居住する者
	昭和60年3月20日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署 会議室	倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
講 習 者	昭和60年4月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市鞆町1丁目 151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管内に居 住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除、又は標的射撃

の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空
気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟
銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して
3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査
を1時間行う。

6 受講申込手続

前定の受講申込書を受講日の7日前までに住所所在地を管轄する警察署長
を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】